

秋田県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和四年三月二十九日

秋田県規則第十二号

秋田県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県環境影響評価条例施行規則（平成十二年秋田県規則第六号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

別表第一（第三条関係）		別表第一（第三条関係）	
事業の種類	事業内容	事業の種類	事業内容
一～四略	略	一～四略	略
第五条別表第五号に掲げる事業の種類	イ～ヘ略 ト 事業用電気 工作物である 風力発電所の 設置の工事の 事業	イ～ヘ略 ト 事業用電気 工作物である 風力発電所の 設置の工事の 事業	イ～ヘ略 ト 事業用電気 工作物である 風力発電所の 設置の工事の 事業
六～十八略	チ 事業用電気 工作物である 風力発電所の 変更の工事の 事業	チ 事業用電気 工作物である 風力発電所の 変更の工事の 事業	チ 事業用電気 工作物である 風力発電所の 変更の工事の 事業
略	出力が一万キ ロワット以上 であるもの	出力が一万キ ロワット以上 であるもの	出力が一万キ ロワット以上 であるもの
略	出力が七千五 百キロワット 以上であるも の	出力が七千五 百キロワット 以上であるも の	出力が七千五 百キロワット 以上であるも の
略	要件	要件	要件
略	要件	要件	要件

秋田県知事 佐竹敬久

別表第二(第三十四条関係)

対象事業の区分 一〇十二 略	事業の諸元	略	略
		略	略
対象事業の区分 十三 別表第一の五の項のト又はチに該当する対象事業	事業の諸元	略	略
		略	略
対象事業の区分 十四〇二十五 略	事業の諸元	略	略
		略	略

別表第三(第四十二条関係)

対象事業の区分 一〇十二 略	事業の諸元	略	略
		略	略
対象事業の区分 十三 別表第一の五の項のト又はチに該当する対象事業	事業の諸元	略	略
		略	略
対象事業の区分 十四〇二十五 略	事業の諸元	略	略
		略	略

別表第二(第三十四条関係)

対象事業の区分 一〇十二 略	事業の諸元	略	略
		略	略
対象事業の区分 十三〇二十四 略	事業の諸元	略	略
		略	略

別表第三(第四十二条関係)

対象事業の区分 一〇十二 略	事業の諸元	略	略
		略	略
対象事業の区分 十三〇二十四 略	事業の諸元	略	略
		略	略

十四〽二十五略	略	略
十三〽二十四略	略	略

附 則

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の秋田県環境影響評価条例施行規則別表第一の五の項のト及びチに該当する事業であつて次に掲げるものについては、秋田県環境影響評価条例（平成十二年秋田県条例第百三十七号）第二章から第七章までの規定は、適用しない。
 - 一 この規則の施行の日前に環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第四条第三項第二号（同条第四項及び同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の措置がとられた事業
 - 二 この規則の施行の日前に環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百八十三号）附則第三条第三項の規定による法定環境影響評価等が行われる必要がない旨の通知が行われた事業